

II 検査事業の概要

1 と畜検査頭数

(1) 令和3年度総検査頭数

136,176頭で、前年度より14,518頭(11.9%)の増加であった。

(2) 畜種別検査頭数

牛7,310頭、豚128,776頭、馬2頭、めん羊・山羊88頭で総検査頭数に占める牛、豚の割合は牛が5.4%、豚が94.6%であった。

年度別 検査頭数 (令和元～令和3年度)

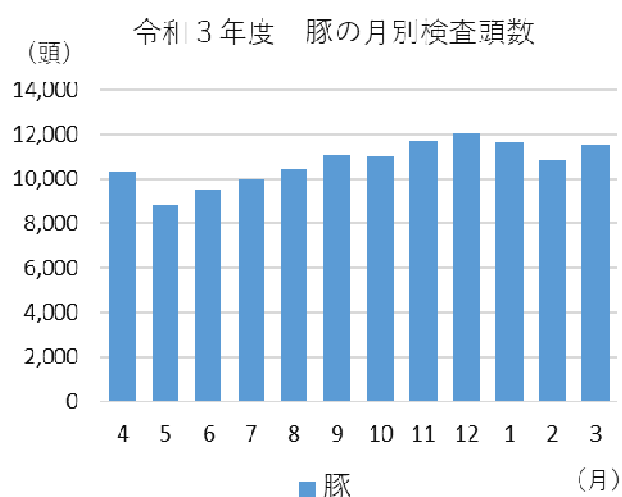
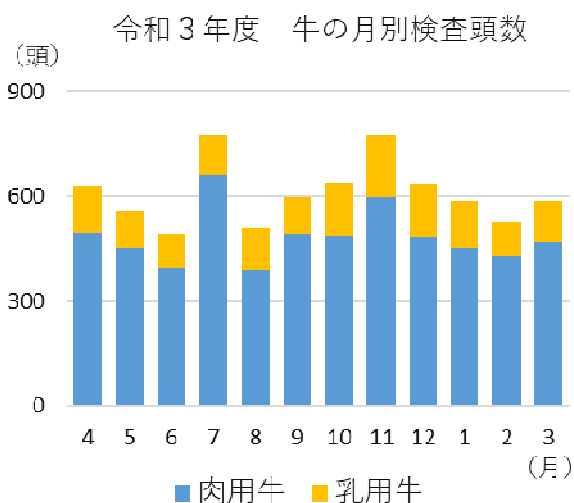
(単位:頭)

年 度	総 計	牛				馬	豚	めん羊 山羊
		牛計	肉用牛	乳用牛	150kg未満			
令和3	136,176	7,310	5,788	1,513	9	2	128,776	88
令和2	121,658	7,140	5,651	1,476	13	1	114,445	72
令和元	117,967	6,544	4,988	1,532	24	2	111,393	28

令和3年度 月別検査頭数

(単位:頭)

月	総 計	牛				馬	豚	めん羊 山羊
		牛計	肉用牛	乳用牛	150kg未満			
4	10,943	633	495	137	1	0	10,300	10
5	9,350	555	451	104	0	1	8,788	6
6	9,980	491	394	97	0	0	9,481	8
7	10,784	775	658	117	0	0	10,002	7
8	10,939	510	385	123	2	0	10,422	7
9	11,672	596	490	105	1	0	11,071	5
10	11,663	637	488	149	0	0	11,018	8
11	12,489	777	598	179	0	1	11,706	5
12	12,701	635	481	154	0	0	12,059	7
1	12,224	585	452	133	0	0	11,629	10
2	11,362	526	427	99	0	0	10,827	9
3	12,069	590	469	116	5	0	11,473	6
計	136,176	7,310	5,788	1,513	9	2	128,776	88
前年度 対比(%)	111.9	102.4	102.4	102.5	69.2	200.0	112.5	122.2



(3) 病畜の検査状況

病畜とは、起立不能、歩行困難等の異常があるなど、何らかの疾病が疑われると獣医師や畜主が判断し、病畜と室で処理をした家畜を対象としている。

令和3年度の病畜頭数は705頭（総検査頭数の0.5%）で、その内訳は、牛694頭（牛検査頭数の8.5%）、豚5頭（豚検査頭数の0.004%）、馬1頭（馬検査頭数の50%）、めん羊・山羊5頭（めん羊・山羊検査頭数の5.7%）であった。

（単位：頭）

年 度	病畜 頭数	内 訳			
		牛	馬	豚	めん羊・山羊
令和3	705	694	1	5	5
令和2	622	607	0	13	2
令和元	621	607	1	12	1

2 検査結果に基づく行政措置

とさつ禁止及び全部廃棄を行った総頭数は461頭（牛188頭、豚273頭）で、前年度に比べ122頭増加（牛23頭増加、豚99頭増加）した。

(1) 令和3年度 とさつ禁止措置の状況

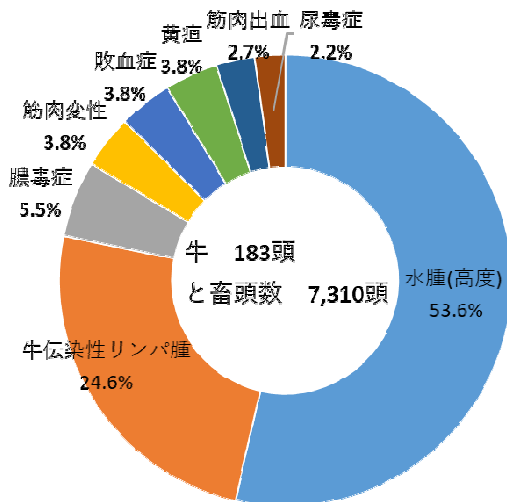
（単位：頭）

とさつ禁止頭数(計24頭)	とさつ禁止措置の主な疾病
牛 : 5頭	牛伝染性リンパ腫(3)、尿毒症(2)
豚 : 19頭	膿毒症(19)

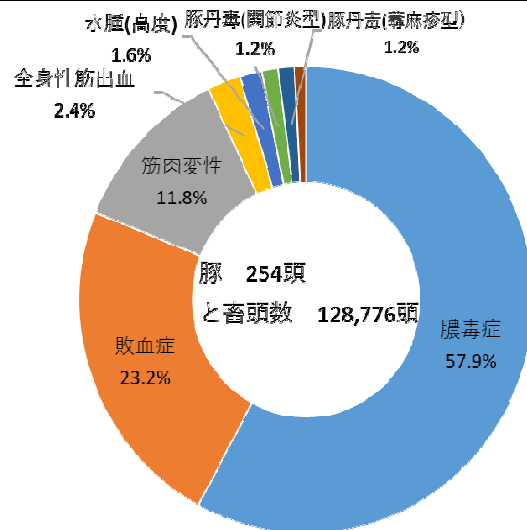
(2) 令和3年度 全部廃棄措置の状況

（単位：頭）

全部廃棄頭数(計437頭)	全部廃棄措置の主な疾病
牛 : 183頭	水腫(高度)(98)、牛伝染性リンパ腫(45)、膿毒症(10)、筋肉変性(全身性)(7)、筋肉出血(全身性)(5)、敗血症(7)、黄疸(高度)(7)、尿毒症(4)
豚 : 254頭	膿毒症(147)、敗血症(59)、豚丹毒(関節炎型)(3)、豚丹毒(蕁麻疹型)(3)、筋肉変性(全身性)(30)、水腫(高度)(4)、白血病(2)、全身性筋出血(6)



牛のとさつ禁止・全部廃棄頭数



豚のとさつ禁止・全部廃棄頭数

(3) 牛、豚の年度別行政措置の状況 () 内は検査頭数に占める% (単位：頭)

年度	牛				豚			
	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
令和3	7,310	5 (0.07)	183 (2.5)	5,265 (72.0)	128,776	19 (0.01)	254 (0.2)	84,829 (65.9)
令和2	7,140	2 (0.03)	163 (2.3)	5,231 (73.3)	114,445	16 (0.01)	158 (0.1)	78,199 (68.3)
令和元	6,544	1 (0.02)	152 (2.3)	4,947 (75.9)	111,393	18 (0.02)	208 (0.2)	70,923 (63.7)

3 精密検査の状況

(1) と畜検査に伴う精密検査

生体検査及び解体後検査において、肉眼所見だけで診断が困難な疾病については、微生物、病理、理化学及び血液検査を実施し疾病等の判定を行った。

(単位：件)

精密検査	検査件数	措置の内容			とさつ禁止・全部廃棄措置の主な疾病
		とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	
微生物	112	—	71	41	豚丹毒、敗血症
病理	52	—	50	2	牛伝染性リンパ腫、豚白血病
理化学	29	2	11	1	黄疸、尿毒症
血液検査	724	3	—	—	牛伝染性リンパ腫
計	917	5	132	44	

(2) 食肉の食中毒菌等検査

HACCPシステムを遵守しているかを評価・検証することを目的として、輸出食肉認定施設における検査実施要領に基づき、牛枝肉の STEC（腸管出血性大腸菌 026, 045, 0103, 0111, 0121, 0145, 0157）検査およびサルモネラ検査を 164 検体実施した結果、STEC 及びサルモネラ菌は全て未検出であった。

(単位：件)

検査項目	検体数（検出数）
STEC	24 (0)
サルモネラ菌	140 (0)
合計	164 (0)

(3) 食肉中の残留動物用医薬品検査

とさつ・解体された牛、豚、羊の残留抗菌性物質の検査を 435 検体実施した結果、検査項目について違反したものはなかった。

(単位：頭)

検査内容	牛	豚	羊	総計
簡易検査	531	28	1	560

4 牛海綿状脳症（BSE）検査の状況

BSE 検査は、平成 13 年 10 月 18 日から県内でと畜処理されるすべての牛について実施してきたが、改正省令により、平成 25 年 7 月 1 日からは検査対象月齢を 48 ヶ月齢超の牛へと引き上げ、さらに平成 29 年 4 月 1 日には健康と畜牛の検査を廃止した。現在では、生後 24 ヶ月齢以上の牛において、神経症状等の特定臨床症状を呈する牛のみ検査を継続している。

令和 3 年度の検査頭数は 0 頭であった。

年度別 BSE スクリーニング検査状況 (単位：頭)

年度	検査頭数	内 訳	
		(株)大分県畜産公社	大分県農協食肉センター
平成 13	3,715	3,231	484
14	10,145	8,832	1,313
15	10,105	8,838	1,267
16	10,015	8,844	1,171
17	9,971	8,892	1,079
18	8,654	7,609	1,045
19	8,336	7,482	854
20	10,101	9,264	837
21	9,388	8,681	707
22	8,454	8,454	平成 21 年度に廃止
23	7,277	7,277	—
24	6,474	6,474	—
25	2,236	2,236	—
26	737	737	—
27	975	975	—
28	1,014	1,014	—
29	166	166	—
30	21	21	—
令和元	7	7	—
2	2	2	—
3	0	0	—
計	107,793	99,036	8,757

5 講習会実施状況

令和 3 年度は、(株)大分県畜産公社の職員に対し、HACCP に基づく衛生管理や米国の求める厳しい衛生基準について十分に理解し、実施できるように指導するための衛生講習会や研修会を開催した。例年実施する獣医大学生を対象とした VPcamp (公衆衛生獣医師インターンシップ) 等については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 3 年度は中止となった。

講習会名称	回数	参加人数	対象者
(株)大分県畜産公社に対する衛生講習会	4	69	公社職員等

6 令和3年度「と畜検査データ等の有効利用」の概要

(1) と畜検査情報管理システム

食肉衛生検査所で行う「と畜検査」の情報を専用の端末から入力し、検査情報を管理するシステムであり、業務の効率化と疾病情報のデータ化を実施している。

ア と畜検査業務の効率化

- と畜検査における疾病情報の正確な入力
- と畜現場における検査員間の迅速な疾病情報の共有
- と畜検査結果等の通知書作成における事務作業量の低減

イ 疾病情報のデータ化

- 検査データを生産者別に集計可能
- 多年度の過去データが利用でき、長期的な疾病発生率の把握が可能

(2) と畜検査情報管理システムを利用したフィードバック事業

ア 豚検査データおよび格付データのフィードバック

農場における生産性向上及び疾病対策を目的として、疾病発生状況を月毎にグラフを作成して見える化したデータを提供している。

〔提供先〕

- ・県内4家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者22戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・フィードバック希望生産者：13戸

イ 牛検査データおよび格付データのフィードバック

大分県産牛の安全性及び品質向上を目的として、牛の疾病データに加えて格付データを提供している。

〔提供先〕

- ・県内3家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者34戸）
- ・北部振興局（フィードバック希望生産者2戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・全国農業協同組合大分県本部
- ・フィードバック希望生産者：5戸
- ・診療獣医師3名（対象農家7戸）

ウ フィードバック連絡会議

畜産振興課及び各家畜保健衛生所とWEB会議を開催し、データの活用方法等について協議を実施した。

7 食肉等の輸出状況

(1) 食肉

(株)大分県畜産公社（以下、「畜産公社」という。）は、平成25年2月にタイ向け輸出牛肉取扱施設の認定、同3月にマカオ向け輸出牛肉取扱施設の選定を受け、同年6月からタイ向けの牛肉出荷を開始した。平成26年3月にベトナム向け輸出食肉取扱施設に登録された。

また、平成28年7月には、新と畜場が完成し、10月にマカオ、11月にタイ、平成29年1月にベトナム及びミャンマー、9月に台湾、平成31年4月にアメリカ（※）、カナダ、香港、オーストラリア、令和元年10月にシンガポール、令和2年10月にフィリピンの認定を受け（※併せてニュージーランド向け輸出要件を満たす）、これまでにアメリカ、香港、オーストラリア、タイ、マカオ、台湾、シンガポール、フィリピン、ベトナムに対し輸出を行った。

輸出にあたって「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定」

に基づき当所が衛生証明書の発行を行っている。

各国認定状況（新工場）

認定日	認定国
平成 28 年 7 月	新と畜場完成
平成 28 年 10 月	マカオ向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 28 年 11 月	タイ向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 29 年 1 月	ベトナム向け輸出食肉取扱施設の認定 ミャンマー向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 29 年 9 月	台湾向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 31 年 4 月	アメリカ（※）、オーストラリア向け輸出食肉取扱施設の認定 カナダ、香港向け輸出牛肉取扱施設の認定
令和元年 10 月	シンガポール向け輸出食肉取扱施設の認定
令和 2 年 10 月	フィリピン向け輸出牛肉取扱施設の認定

※併せてニュージーランド向け輸出牛肉取扱施設の要件を満たす

食肉輸出状況（牛）

		米国	香港	豪州	タイ	マカオ	台湾	シンガ ポール	フィリ ピン	ベトナ ム
令和 3	総重量 (Kg)	50,876	24,271	19	584	2,313	12,037	2,948	1,607	245
	証明件数	257	174	1	7	34	79	35	1	7
令和 2	総重量 (Kg)	11,851	20,489	16	1,257	523	27,925	333	-	-
	証明件数	70	179	1	7	8	125	2	-	-
令和 元	総重量 (Kg)	1,287	7,772	21	3,290	1,367	8,984	-	-	-
	証明件数	10	50	1	35	21	45	-	-	-
平成 30	総重量 (Kg)	-	-	-	285	1,769	4,777	-	-	-
	証明件数	-	-	-	7	35	26	-	-	-
平成 29	総重量 (Kg)	-	-	-	452	2,742	2,330	-	-	-
	証明件数	-	-	-	10	39	20	-	-	-
平成 28	総重量 (Kg)	-	-	-	399	668	-	-	-	-
	証明件数	-	-	-	6	15	-	-	-	-

食肉輸出状況（豚）

		豚 肉	
		マカオ	香港
令和 3	総重量 (Kg)	1,318	19
	証明件数	10	1
令和 2	総重量 (Kg)	1,089	0
	証明件数	10	0
令和元	総重量 (Kg)	2,087	203
	証明件数	19	3
平成 30	総重量 (Kg)	1,767	413
	証明件数	22	3
平成 29	総重量 (Kg)	1,562	-
	証明件数	19	-
平成 28	総重量 (Kg)	145	-
	証明件数	3	-

(2) 副生物

畜産公社は、昭和 55 年 4 月に大分県知事から「対香港輸出と畜場（豚のみ）」に選定され、新と畜場についても、引き続き選定されており、香港向けに豚の胃、尾、耳、足の輸出、また令和 2 年度からマカオに足の輸出を行っている。

輸出にあたって「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っている。

豚副生物輸出状況

		香港(尾胃耳足)	マカオ(足)
令和 3	総重量(kg)	48,000	0
	証明件数	48	0
令和 2	総重量(kg)	48,000	800
	証明件数	48	4

8 アメリカ合衆国向け輸出食肉認定に対する取組

「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）」では、と畜場及び食肉処理場について、施設・設備等の構造・材質基準、衛生管理基準、HACCP システムによる衛生管理実施基準等が定められ、と畜場法及び食品衛生法よりも高い水準の衛生管理が求められており、畜産公社は、取扱要綱に従って衛生管理を行っている。

アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設（以下、「認定施設」という。）を管轄する食肉衛生検査所では、国に指名されたと畜検査員（指名検査員）による衛生管理の検証ならびにアメリカ合衆国の基準に基づくと畜検査への対応が求められる。

(1) 食肉衛生検査所が行う検証業務の概略

ア 衛生標準作業手順書（以下、手順書）の検証

(ア) 作業前点検

作業開始前に施設・設備及び器具等が手順書に従って適正に管理されているかを確認する。点検の結果、不備が認められた場合は、改善措置を取らせる。

(イ) 作業中点検

作業中に製品の取扱いや一般的な作業方法が衛生的か点検を行う。点検の結果、不備が認められた場合は、作業員または衛生管理責任者に伝え、改善措置を取らせる。

イ HACCP システムの検証

HACCP システムが遵守されているか検証するために、監視・記録確認で検証する。

ウ 一般的衛生管理に係る検証

施設周囲、給水設備、排水処理、照明及び換気、そ族・昆虫対策、作業員の衛生等、一般的衛生管理が適切に実施されているか監視・記録確認で検証する。

エ 人道的な獣畜の取扱い及びとさつに係る検証

生体の搬入からとさつまで、適切に水を与えているか等、獣畜が人道的に取り扱われているか、監視・記録確認で検証する。

オ 衛生的なとさつ・解体の検証

枝肉検査員は、全頭の枝肉について、糞便、消化管内容物及び乳房内容物に汚染されていないことを目視で確認する。

カ サルモネラ検査

HACCP システムが適切に実施されている事を確認するため、枝肉のサルモネラ検査を連続 82 日間以上（去勢／未經産牛）、1 日 1 検体実施する。

キ STEC(腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145、0157)検査

施設の HACCP 計画が STEC に対して十分に対応したものであることを検証するために、部分肉の STEC 検査を実施する。

(3) 査察

ア 九州厚生局査察

毎月、取扱要綱に基づき九州厚生局により定期の査察が実施される。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和 3 年 5、6、9 月および令和 4 年 2 月の定期査察は中止となった。

イ 輸出国による査察

おおよそ 2 年に 1 回米国農務省食品安全検査局 (FSIS) による査察が実施される。令和 2 年 2 月 7 日に初めての査察が実施された。

(4) 指名検査員の養成研修

指名検査員のスキルアップのために各自治体等が開催する研修に積極的に参加しており、令和 3 年度は下記研修会・講習会を延べ 4 名が受講した。

ア 対米および対 EU 輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員の養成講習会

熊本県および佐賀県主催の下、熊本県中央区で令和 4 年 3 月に開催された講習会に当所から 2 名がオンライン参加した。

イ 自治体職員向け HACCP 講習会

公益社団法人日本食品衛生協会の主催で令和 3 年 9～10 月に開催された研修会に、当所より 1 名がオンライン参加した。

ウ 食肉の対米輸出に関わる研修

公益社団法人日本食品衛生協会の主催で令和 4 年 1 月に開催された研修会に、当所より 1 名がオンライン参加した。